

首都高速道路事業と経理の特徴

(1) 事業の特徴

高速道路の早急な整備には集中して多額の投資を必要とするため、その整備に当たっては、財政融資資金等の借入金及び国・地方からの出資金（以下「借入金等」という）で建設を行い、利用者からの通行料金により管理費と支払利息等をまかないつつ借入金等を一定の期間（料金徴収期間）内に返済していく、いわゆる有料道路制度を活用しています。

この制度の活用により、首都圏の交通渋滞解消や都市の再生等を図る上で根幹となる社会基盤として、首都高速道路の建設・管理が行われています。

(2) 経理の特徴

首都高速道路公団では、その財政状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上、一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることがあげられます。

償還準備金とは、営業中道路から生ずる毎期の収支差（収益と費用の差）を積み立てたもので、これは、道路資産に投下した借入金等の返済に充てるものであり、民間でいう利益（もうけ）とは異なります。

償還準備金積立方式とは、財務諸表において、営業中の道路から生ずる毎期の収支差を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、また、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する方式で、道路の資産を形成するのに要した費用を積み上げた「道路資産」と借入金等の返済に充てる「償還準備金」を対比することにより、償還状況が明確に把握できるようにした方式です。

企業会計上一般に採用されている減価償却を行う方式ではなく、償還準備金積立方式を採用しているのは、有料道路事業は償還を終えると道路を本来道路管理者に引き渡し無料開放することとなっているため、永続的に存続し利益を上げることが期待されている民間企業と異なり、減価償却を行うことにより次の投資資金を積み立てるという視点が会計上必要とされていないこと、その一方で、有料道路事業は一定期間内に借入金等を償還することを基本としているため、借入金等が着実に償還されているかどうか、経営上最も重要な事項として位置付けられることによります。すなわち、会計処理の相違は、民間企業の事業と公団事業の本質的性格の相違に基づくものであるといえます。